

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第41回 司法をめぐる諸問題～裁判所をめぐる問題～

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 殷 勇基 (48期)

1 1967(昭和42)年後半から、一部ジャーナリズム等が、裁判官の思想を問題視し権力的統制を求める方向での「偏向裁判」批判のキャンペーンを行うようになりました。

1969(昭和44)年3月25日には、西郷法務大臣が東京地裁の無罪判決(東京都公安条例違反事件)について「あそこ[裁判所の意]だけは手が出せないが、もはやなんらかの歯止めが必要になった。裁判官が条例を無視する世の中だからね。国会では面倒をみているんだから[予算の意]、たまにはお返しがあってもいいんじゃないか」と述べたり、修習生の裁判官任官拒否、罷免、裁判官の再任拒否、なども起こりました。

2 同年8月、「平賀書簡」事件が発生しました。平賀・札幌地裁所長が、長沼ナイキ訴訟(保安林解除処分取消事件)を担当している福島裁判長に対して、「裁判所としては政府の判断を尊重すべきものである」という書簡を送ったのです(しかし、同月22日、福島裁判長は保安林解除処分の執行停止決定を告知)。同年10月23日、当会は、裁判官訴追委員会に対し、平賀裁判官の罷免の訴追請求を行いました。これは、弁護士会が、平賀裁判官の行動は裁判の独立を侵害するものであることを理由として裁判官の訴追を請求するという歴史的事件だったといえます。

他方、石田・最高裁長官は、同年9月、「平賀所長は裁判干渉をする意図をもっておらず、親切心からやったまでのこと」との所信を公表し、さらに、1970(昭和45)年7月、右翼的勢力が、福島裁判官を含む213名の裁判官について裁判官訴追委員

会に訴追請求をしました。同年10月19日、同委員会は、平賀裁判官については、「職務熱心のあまりだった」などとして「不訴追」とし、福島裁判官については、平賀裁判官からの私信を公開したなどとして「訴追猶予」としたのです。

それに対して、当会は、同月21日、同委員会の決定は事実をゆがめ、裁判の本質を無視した極めて不当なものであるとする批判声明を出しました。

3 このころ、裁判所は、司法修習の過程において、憲法理念である平和、民主、人権の尊重を基本に据えた法曹養成教育ではなく、迅速な事件処理を中心に据えた技術教育と判例従属の官僚教育をする傾向を強めていましたが、1972(昭和47)年になると、新任判事補研鑽制度(任官1年未満の判事補を東京地裁に集め、左陪席を務めさせて実務研鑽をする)を発足させ、さらに同制度に法的な根拠を持たせるために、同年9月には「地方裁判所における審理に判事補の参与を認める規則」(昭和47年9月18日最高裁判所規則第8号)を制定しました。未特例判事補を審理に「参与」させることができる、とするものでした。

当会は同年10月、臨時総会を開き、「裁判所を構成しない参与判事補が審理に関与して意見を述べることにより単独判事の裁判の独立を侵し、また、参与判事補も従属的立場に置かれることにより裁判官としての独立を侵される」ことなどを指摘し、参与判事補制度創設に反対しました。その後も、当會会長が先頭になって法廷闘争を展開するところまで発展し、裁判所も次第に参与決定を控えるようになっていったのです。